

燃料用木炭の規格

(平成23年3月 社団法人全国燃料協会)

1. 適用範囲

この規格は、家庭用、業務用などに使用される燃料用木炭（以下「木炭」という。）に適用する。

2. 定義

この規格の木炭は、木質材料（木材またはそれを加工したもの）から得られたものをいう。

3. 種類

この規格の木炭は、黒炭、白炭、備長炭、オガ炭（黒）、オガ炭（白）の5種類とする。各種類の定義及び品質基準は表1のとおりとする。

表1 定義及び品質基準

種類	定義及び品質基準
黒炭 (こくたん・くろずみ)	窯内（ようない）消火法により炭化したもので、木質材料は、防腐剤、防蟻剤、接着剤、塗料等の薬剤を使用していないもの。 品質基準：固定炭素 75%以上 発熱量 7,000kcal 以上 灰分 5%以下 水分 10%以下
白炭 (はくたん・しろずみ)	窯外（ようがい）消火法により炭化したもので、木質材料は、防腐剤、防蟻剤、接着剤、塗料等の薬剤を使用していないもの。 品質基準：固定炭素 85%以上 発熱量 6,800kcal 以上 灰分 5%以下 水分 10%以下
備長炭 (びんちょうたん)	白炭のうちウバメガシ・カシを原料としたもので、木質材料は、防腐剤、防蟻剤、接着剤、塗料等の薬剤を使用していないもの。 品質基準：固定炭素 90%以上 発熱量 6,800kcal 以上 灰分 5%以下 水分 10%以下
オガ炭（黒） (おがたん（くろ）)	黒炭のうちオガライトを原料としたもので、別に定める基準値以下とする。 品質基準：固定炭素 70%以上 発熱量 7,000kcal 以上 灰分 3.5%以下 水分 10%以下
オガ炭（白） (おがたん（しろ）)	白炭のうちオガライトを原料としたもので、別に定める基準値以下とする。 品質基準：固定炭素 80%以上 発熱量 7,000kcal 以上 灰分 3.5%以下 水分 10%以下

■オガ炭（黒・白）の基準

鉛：10mg/kg、カドミウム：10mg/kg、ひ素：1mg/kg

備考：表1 定義及び品質基準について

1) 定義補足

◎窯（かま）

木質材料を炭化し、木炭を得るための装置であって土、石、煉瓦、金属板等で木質材料を格納し、炭化時に空気 の流入を制限し、煙、ガスを排出する構造をもったもの。

◎窯内消火法（ようないしょうかほう）

炭化終了時に窯口、煙道口をふせぎ、空気を遮断して消火する方法。

◎窯外消火法（ようがいしょうかほう）

炭化の終了期に窯の外に灼熱した木炭を取り出し、灰や砂をかぶせて消火する方法。

◎炭化（たんか）

木質材料が熱分解を始めてから消火直前までの間。

◎オガライト

粉状の木質材料（オガ粉）を加熱、加圧して成型したもの。

2) 品質基準の分析方法

固定炭素、灰分、水分は、JIS M 8812による。

発熱量は、JIS M 8814による。

4. 表示

この規格の木炭は、包装の見やすい箇所に次の事項を表示する。

1) 種類

2) 原材料名（主な樹種名）

3) 正味重量（kg）

4) 木炭生産地

5) 生産業者または販売業者名又はその略号

〈注〉

- 木炭の種類、木炭生産地等が単一ではなく、複合したものはその内容を明記する。
- 形状は任意表示とする。

5. 包装

この規格の木炭の包装は紙、ポリ袋等によるもので、内容物を保護し、粉分等が簡単に漏れ出ないものとする。

6. 品質検査

この規格の適用を受けるものは、別に定める検査要領により、検査を受け合格したものとする。